

令和２年度 第３回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和２年１０月１４日（水） 午後１時４５分～午後４時４０分
開催場所	松阪市役所入札室 ・ 市長応接室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（三重大学理事・副学長/弁護士） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 古田 颯子（司法書士） （意見具申依頼時） 市長 竹上 真人 副市長 山路 茂 副市長 永作 友寛
事務局	契約・検査統括担当理事 長野 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導係長 野口 契約係長 中西 契約係主任 奥
議題	議題１ 入札及び契約の状況報告（令和２年７月から令和２年９月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題２ 抽出事案の審議（坂本委員抽出） 議題３ 随意契約に係る意見聴取について その他 入札制度の見直しに係る意見具申について 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告について	
・議題１の入札及び契約の状況報告として、今期の工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第２四半期の入札件数は総計１１８件。内訳として工事９７件、委託１９件、入札不調２件、中止は０件であった。前年同期と比較し、発注総数は２件の増。契約金額は総

委 員	事 務 局
	計 23 億 5,145 万 2,400 円。内訳が工事 21 億 5,867 万 8,500 円、委託 1 億 9,277 万 3,900 円で前年比較総計 3 億 1,386 万 6,657 円の増。 平均落札率は、昨年同時期より減少し、全体で 83.23%、内訳として工事が 84.67%、委託が 75.88%で、ともに概ね最低制限価格付近での落札率となり、競争性が十分発揮された結果になったと考えている。 指名停止措置の運用状況について ・民間発注の耐震改修工事現場で令和元年 6 月 25 日に石綿含有吹付材の除去作業を行うにあたり、仕事開始日の 14 日前までに鹿児島労働基準監督署長に計画の届出を行わなかったため、労働安全衛生法違反で鹿児島区検察庁により起訴され、鹿児島地方裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和 2 年 4 月 22 日に刑が確定した。 「松阪市指名停止措置要領」不正又は不誠実行為により令和 2 年 7 月 2 日から 1 か月の指名停止の措置を行った。
●抽出事案の審議（坂本委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。 事務局に説明をお願いしたい。	入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上 入札参加者数 5 社以下で落札率 90%以上となった案件は 2 件。 「大黒田・大井川岸井堰整備工事」。工事概要は鋼製転倒ゲート・取水口ゲートを整備する工事。鋼構造物工事は専門的であり、参加者を確保するために入札参加資格地域条件を全国に向け発注を行ったが、参加者 1 社で 97.30%の落札率となった。結果については、その時点での業者側の他の受注状況や今回工事の内容・規模などにより採算判断があった結果と考えている。これらの案件は参加可能業者の確保にしっかりと留意し、今

委 員	事 務 局
	後も入札状況を確認していきたい。 次に「清生町団地 C3 棟ベランダ手摺塗装他工事」。入札参加者 3 社で内 1 社が同日落札制限により無効で、落札業者は予定価格の 99.98%での応札であった。開札結果を受け担当課による分析においては、本工事は入居者宅の玄関から部屋を通りベランダに出て工事をするようになるが、入居者の中には入室を拒む人や入居者との調整により工事の進捗が左右される部分があることから参加が敬遠されがちとなる。事業者としては、作業効率が悪く、採算性が低くなることが懸念されることから、できるだけ高い金額での契約を望むこととなるためこのような状況が発生したのではないかと考えている。 落札率 90%以上 落札率 90%以上となった案件は 2 件。 「新最終処分場施設整備事業地質調査業務委託」、「南郊団地公共汚水桝修繕」は、それぞれ予定価格算出率が高くなり、最低制限価格を下回る業者が多く、結果的に高い金額などの応札業者が落札となった。従来から一定程度で発生している事象である。 入札参加者数 5 社以下 入札参加者数 5 社以下となった案件は 13 件。前年比で件数は減っているが、例年この時期は業者側の手持ちも増え、採算性が取りにくい少額な工事や特殊性のある工事、委託などは 5 社未満となるケースが増加する傾向にある。参加少数となっても落札率からして一定の競争性は確保できていると考えている。

委 員	事 務 局
	低入札型 低入札型は 8 件。上下水道工事が 6 件で内 3 件が当委員会でも継続の意見をいただいている合冊工事である。下水道工事とそれに伴う上水道工事を同事業者に施工させることで工程調整などが効率的に進みその効果と共に受注者側からも好評を得ている。またその他の土木一式工事も含め、これまで当委員会から意見をいただくように審査下限値 75% 付近に応札が集中するといった状況であり、同額札が発生する入札も見られることから継続して結果を注視していく必要があると考えている。 インセンティブ型 この四半期は 4 件の発注。当制度は工事の適正な施工確保を図りつつ、市内業者の技術力や社会的貢献へのモチベーションを高めるために導入した制度。業者からも概ね高評を得ており今後も継続していきたいと考えている。 インセンティブ入札に参加できる条件としては、①過去 2 年度の完成検査で優良工事を施工した市内業者②過去 3 年度の完成検査で全工種の平均成績点が 85 点以上の市内業者③過去 3 年度に契約監理課入札の災害復旧工事を 2 回以上受注した市内業者である。 災害はあつてはならないのだが、過去の発注件数の減少や受注実績などから、対象となる参加業者が減ることがわかる。競争性の観点からこの制度の参加条件を見直すことの検討が必要と考えている。

委 員	事 務 局
・入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上の報告案件で「清生町団地 C3 棟ベランダ手摺塗装他工事」が 99.98%の高落札率であった。高落札となった原因や分析などの報告をしていただいたが、一方で「小黒田町団地 C3 棟ベランダ手摺塗装他工事」は、85.22%の落札率でおおむね競争性が確保されていると思う。しかし、入札参加者が同じで落札率に差が生じるのはどのようなことが原因なのか。 ・入札不調の「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区松阪 1ー5 号汚水幹線管渠工事（その 2）」について 不調の原因は。また、再度入札にあたり設計書の見直しは行ったのか。 再々公告の検討はしなかったのか。	入札不調 入札不調は 2 件。 「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区松阪 1ー5 号汚水幹線管渠工事（その 2）」は、近鉄東松阪駅踏切の軌道下を推進工法にて下水道管を埋設する工事で、施工現場に近鉄が認定した監督員を常駐させる必要があり、業者数が限られ県内発注としている。 1 回目の開札は、入札参加者がなかったため不調。再公告を行い 2 回目は入札参加者があり、開札の結果、予算超過により不調となった。 ベランダ手摺塗装他工事は、各戸のベランダで作業をすることになる。入居者との調整により工事の進捗が左右される部分があり、作業の効率性を考慮すると各企業の採算性が低くなり、高い金額となったと考える。また、落札率の低い工事については、こういった見えない難易度の影響が低いと考えられ競争性が働いたと考えている。 この工事は、近鉄東松阪駅踏切の軌道下を推進工法にて下水道管を埋設する工事。工事条件として、近畿日本鉄道株式会社との協議で、踏切保安対策については、近畿日本鉄道株式会社が認定した元請現場監督員者の資格を有する社員が所属する業者でありその監督員が工事の監督を行う条件が付されている。 不調の原因として、担当課に聞き取りを行ったところ、工事規模や技術者配置が困難であったと確認。 不調後は工事量・工期の見直しを行い再公告による条件付一般競争入札を行

委 員	事 務 局
・インセンティブについて 過去の発注件数の減少や受注実績などから、対象となる参加業者が減り、競争性の観点からこの制度の参加条件を見直すことの検討が必要と考えている。と説明があったが、現時点で検討している案はあるのか。	っているが予算超過であった。再々公告については、本工事は既に必要最低限の工事量であり見直すことができないため行っていない。 インセンティブ入札に参加できる条件は、①過去２年度の完成検査で優良工事を施工した市内業者②過去３年度の完成検査で全工種の平均成績点が８５点以上の市内業者③過去３年度に契約監理課入札の災害復旧工事を２回以上受注した市内業者でこのいずれかに該当することで参加ができる。 現時点では、災害復旧工事の実績を見直すことの検討は必要であると考えている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	・第２四半期の随意契約のうち対象案件について説明する。 ①松阪市排水機場（三雲南部）事業計画書作成業務委託 市内の排水機場は、昭和４０年代から５０年代に設置されたものが多い。 施設の老朽化が進み、定期的な点検・修繕とともに施設の改修を行い、台風などの非常時に稼働ができるように維持管理に努めている。今後、施設の多くは更新時期を迎えることになるが、一括更新を行うのではなく、補修等により施設の長寿命化及び有効活用を図るための事業計画である。 契約相手方は、市内の排水機場の点検整備を行っており、その機械設備や電気設備の状態を把握している。また、これまでの業務実績から現地調査や資料収集などの省略ができ経費の縮減が見込めること、業務に対する責任の所在の一元化も含め自

委 員	事 務 局
..... 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見	治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ②ため池耐震調査業務委託 この事業は、頻発する地震時に市内の農業用ため池の耐震性能の判定を行う業務である。また、平成 25 年度に行った耐震診断やハザードマップなどの過去のデータとの結果とあわせて、今後ため池の改修計画に必要となる資料を作成するもので、契約相手方は、過去のデータなどから本市のため池の現状や地震時の被害想定を熟知しており、改修の要否判定についての確かな判断ができる。また、これまでの業務実施により現地調査や資料収集などの省略で経費の縮減が見込めること、責任の一元化も含め自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ③松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区松阪 1－5 号汚水幹線管渠工事（その 3） 工事概要は、大津町地内の JR 踏切下を推進工法で下水道管を埋設する工事。 JR 東海との協議の結果、施工業者は、保安・鉄道作業に精通した業者であること、不測の事態に対応できることが必須条件となる。この条件を充たし、市内に軌道・土木営業所を有する唯一の業者で契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

委 員	事 務 局
・当該案件は JR 軌道敷に下水道を埋設する工事で随意契約を行っている。一方、近鉄軌道敷工事は一般競争入札である。違いは。 	JR 東海との協議の結果、施工業者は保安・鉄道作業に精通した業者で不測の事態に対応できることが必須条件。この条件を充たしているのが、市内に軌道・土木営業所を有する唯一の業者で契約相手方。近鉄軌道敷工事は、近畿日本鉄道株式会社が認定した元請現場監督員者の資格を有する社員が所属する業者が条件であるので入札を行っている。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	④狛師ポンプ場施設整備工事 当該施設は、狛師町地内の池に集水した雨水を海へ放流する雨水排水ポンプ場である。700 mm の水中ポンプ 2 基で稼働しているが、過去に水中ポンプ分解整備を実施。10 年が経過したことから、過去同様に分解整備を計画していたが、ポンプ内部の電動機が生産終了しており、分解整備が出来なく取替を行った状況。電気設備や配管等の既存施設は既存ポンプが不具合なく稼働できるように設計されており、契約相手方以外のポンプを設置した場合、既存施設に支障が生じる恐れや新たに施設の変更が必要となる可能性がある。また、故障によるポンプ停止時における施設の修繕や責任の所在が不明確になるため、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	⑤新松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区松阪 1ー5 号汚水幹線管渠工事（その 2） この工事は、大津町地内の近鉄踏切の下を推進工法で下水道管を埋設する工事。抽出案件でも報告させていただいた入札不調の案件である。

委 員	事 務 局
..... 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見	1 回目が入札参加者なしでの不調。2 回目の開札において、1 社入札参加者がありましたが予定価格を超過し不調となった。結果、この予算超過となった業者と交渉をおこない、予定価格の範囲内で自治令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により随意契約を締結した。 ⑥松阪市農業集落排水事業法適化移行業務 総務省において、地方公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが策定され、令和 5 年度までに移行する必要があるため、農業集落排水施設（小野、高木、須賀・河北地区の 3 施設）の固定資産台帳と財務諸表を策定する。 固定資産調査・評価と法適化に伴う事務手続きが主な業務となるため、会計及び下水道の専門知識を要する業者と契約する必要がある。本市においては、上下水道部で資産台帳システムの導入、財務課においては、固定資産台帳の整備を契約相手方が受注している。今後、業務統合が進む中で、他課との情報を共有することが可能となり、全体事業を把握することができる。 また、固定資産調査・評価後、契約相手方が著作権を有している松阪市統合型GISのソフトウェアに固定資産データを反映させ、一元管理することができる。 このことから、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ⑦松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等の整備並びに保守管理

委 員	事 務 局
・タブレットは何台なのか。 ・保守管理の期間は。 ・公募型プロポーザルに何社参加したのか。 委員会としての意見	GIGA スクール構想による 1 人 1 台環境を構築するにあたり、本市に最も適した構成でソフトウェア、保守サービス、通信サービス等を導入するため、ソフトウェア、保守・補償プラン、通信回線等の様々な項目を審査するために、公募型プロポーザルを実施。提案内容についてプレゼンテーションによる審査の結果、契約相手方の提案内容は、ソフトウェア等の基本構成や通信回線、保守・補償など、本市の想定する「持ち帰り学習」「オンライン学習」等の利活用の方向性に沿った提案内容であったと評価でき、本公募型プロポーザルの目的に合う最優秀提案者であると考えられることから、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 小中学校全てで 1 2, 3 5 0 台 6 0 か月である。生徒がタブレットを落とし、不具合等が生じた場合交換していただける。 1 社である。 ⑧松阪市小中学校インターネットブレイクアウト用ネットワーク環境構築業務委託 本市の小中学校を結ぶネットワークは、センターサーバに集約しており、すべての小中学校のインターネット接続点が 1 か所に集約している。そのため、1 人 1 台環境での授業実践を進めている中学校においても、動画をはじめとするデジタルコンテンツ、オンライン会議システム等の十分

委 員	事 務 局
	な活用を見込むことは困難な状況にある。 本業務は、令和２年５月２２日に契約を締結した「松阪市立小中学校ネットワーク環境構築業務委託（以下「本体業務」という。）」に関連するものである。 本体業務は令和３年１月末の整備完了を目処に順次整備を進めているが、契約相手方に業務を委託することで設計・構築・試験等の各工程を短縮し、同期間内に整備を完了することが可能であることから、自治令第１６７条の２第１項第６号により随意契約を締結した。
●入札制度の見直しに係る意見具申依頼	
	(３：１５～ 市長応接室)
委 員 会	市 長
	(市長より依頼) 既にご承知のことと思いますが、９月議会定例会で請願者である松阪商工会議所より最低制限価格の引き上げの請願が提出されました。その後、全会一致で議会で採択されました。議会は市民の代表機関でございますので、そこで全会一致ということは、市としても何らかの方法を考えなければなりません。しかしながら、最低制限価格を単純に引き上げることが可能かといえればほぼ不可能である。つまり現行の入札制度を抜本的に見直ししないと、改革は無理である。 つきましては、今一度この入札等監視委員会の皆様方に抜本的な見直しを行うにあたりご意見をいただきたい。その上で市民の意思でございますので何らかの形で請願の本旨がきっちりとできるようなそんな形にしていきたいと思うところでございます。まず方向を定めてその上で今の時代にあった制度改革が必要だと思います。

委 員	事 務 局
(委員長) 入札制度の見直しにかかる意見の具申について、松阪市入札等監視委員会を代表してお受けいたします。 入札制度については、これまで当委員会で様々な議論を重ねておりますが、市長からの意見具申の依頼の趣旨を十分理解致しましたので、当監視委員会でも更に十分慎重に、更なる検討を行いご回答させていただきます。	何卒皆様方にご議論いただいて、そして様々なご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。それでは、委員長のほうへ依頼文をお渡しさせていただきます。よろしくお願い致します。
●意見具申終了後	
最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しについての検討を行う。事務局より説明をお願いしたい。	(3 : 3 0 ～入札室) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しについての検討案について事務局より説明。 1. 予定価格の見直し (案) (1) 予定価格の見直しについて ・ 国からの通達 ・ 県下の落札率 (2) 予定価格の検討案について 2. 最低制限価格の見直し (案) (1) 最低制限価格の見直しについて (2) 最低制限価格の検討案について 3. 低入札価格調査制度の見直し (案) (1) 低入札価格調査制度の見直しについて (2) 低入札価格調査制度の検討案について 4. 設計価格の事前公表の見直し (1) 設計価格の事前公表について (2) 設計価格の事前公表見直し検討

委 員	事 務 局
委員の意見 ・最低制限価格率を定めるにあたっては、エビデンス（根拠）が必要である。 ・検討案において、なぜ「三重県モデル」なのか。なぜ、「公契連モデル」に準拠するのか。どう違うのかの根拠は必要である。 ・最低制限価格、低入札価格調査制度それぞれ案１から案４の評価について、それぞれ長所・短所があるので理由を明確にしていきたい。 ・現時点では、案３・案４どちらでもいいという回答もあれば、案４は良いが、案３も捨てがたいという内容である。 ・三重県、公契連モデルの制度の仕組みはどう違うのか。それなりの理由が必要なのではないのか。松阪市にはこのモデルが合っているという根拠が必要である。 ・引き上げについては我々も必要があると答えてきた。ただ、どのくらいの数字が適正なのかといういろいろな要素が入ってくると考える。根拠が必要である。 ・請願は工事 85%、業務委託 75%から引き上げていただきたいという内容で、請願は全会一致で認められたが何%とは記述されていない。ただ何%にするのか。何%まで上げるのか。上げる方向性は良しとしても何%に上げるかはなかなか難しい。上げるということは、ただ上げるわけではない。	案について 5. 総合評価落札方式について 6. 災害時における入札方法について

委 員	事 務 局
・総合評価落札方式は平成 19 年度に制度を導入し、試行段階で総合評価による工事を発注した経過があるが、平成 23 年度以降は発注されていない。入札制度を見直しするこの機会に改めて取り組んでいただくことを検討していただきたい。 ・三重県モデルを準拠するのではなくて、ランダム係数の 99.00 から 99.99% を乗じる仕組み、この方法は有効かと思うが、三重県モデルを採用している他市はランダム係数を乗じているのか。 ・国からの通達で「この際、入札前に入札関係職員から予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。」と書いてある。 事後公表による入札額のばらつき、能力に応じて業者に発注しなさい、いろんな要素をいれて発注しなさいと、そうなると大きな要素である価格で市の職員の中にも業者とのつながりが出てきたり、いろんな働きかけを防ぐ制度をつくりながら、やっていくことになる。 ・今月中までに素案をまとめるので、各委員から意見があれば事務局へ提出する。その後、素案を各委員に配布し、11 月 16 日に会議を行う。事務局は整理をお願いします。	・県は、採用していない。そのため同額のくじ引きが発生する。ランダム係数を設けることで、同額入札を未然に防ぐ方法となる。 ・平成 14 年に全国的に官製談合などの事件が多発した中で、未然に職員との接触を防止するために事前公表に取り組んだ。以降、業者との接触もなくトラブルもない状況。 ・承知しました。